

ご存知  
ですか？

## インボイス定着へ、次の課題とは

ちくぎん地域経済レポート2025 夏季号

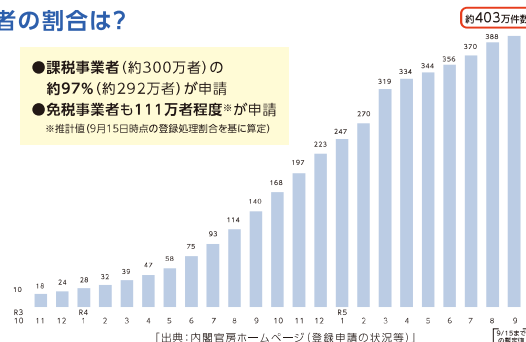
令和5年10月1日より始まったインボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、事業者が消費税の計算上で仕入税額控除を受けるために、「適格請求書」を発行・保存することを義務づける制度です。この制度の導入により、市場環境が大きく変化しました。

事業者は導入当初、新たな対応を迫られることもあり、準備に時間と労力を要したと思われます。しかし、今では多くの企業や個人事業主が新しいルールに順応し、定着しつつあります。ただ、実際には制度の細かな変更や新たな要件が生じ、再確認が求められる場面が増えています。今回はインボイス制度の運用について、ご説明いたします。

### 1. インボイス導入時の登録事業者の割合は？

インボイス導入前から登録ペースが速く、インボイス制度が開始した令和5年9月時点での登録事業者数は約403万件に達しており登録は全体として進展しています（図参照）。

●課税事業者（約300万）の  
約97%（約292万）が申請  
●免税事業者も111万者程度が申請  
※推計値（9月15日時点の登録処理割合を基に算定）



しかしながら、個人事業主や小規模事業者の対応は遅れが目立っています。制度対応の有無が取引に影響を与える可能性があり、今後、経過措置の縮小により、インボイス未登録の事業者が取引に影響を及ぼすケースも考えられるため、慎重な判断が必要となります。

### 2. 実務上のポイントについて

#### 【1】適格請求書の発行

仕入税額控除を受けるには、定められた要件の記載が必要で正確な記載が求められます。特に複数税率（10%、8%）のある取引では、記載ミスや税率の混同があると、控除対象外となる可能性があるため注意が必要です。消費税額の計算では1円未満の端数が発生しますが、これには「切り捨て」など端数処理方法を選び、1枚の請求書内で統一して処理する必要があります。

#### 【2】適格請求書の保存要件

仕入税額控除を受けるには、一定の事項が記載された帳簿及び請求書を、紙または電子で原則7年間、適切に保存することが求められます。また、売手側も交付した適格請求書の控えを同様に保存する必要があります。しかし、一定の取引については、適格請求書の保存がなくとも、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合があります（下図参照）。

|                        |          |                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 少額特例                   | 概要       | 免税事業者との取引であっても、一回の取引が税込1万円未満であれば、インボイスがなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるものです。なお、この特例が利用できるのは、2023年10月1日から2029年9月30日までの期間となります。                                                                  |
|                        | 対象となる事業者 | 基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者                                                                                                                                           |
|                        | 対象となる取引  | 一回の取引で税込1万円未満の取引                                                                                                                                                                       |
| 帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる場合 | 概要       | 免税事業者との取引であっても、一定の少額取引に該当する場合には、インボイスがなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められるものです。なお、この制度に関して定められた期限はありません。                                                                                           |
|                        | 対象となる事業者 | 全ての事業者                                                                                                                                                                                 |
|                        | 対象となる取引  | 次のような取引が該当します。（一般的に取引が多いものを抜粋しております。）<br>・3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 例）電車、バスなどの運賃等<br>・3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等 例）自動販売機での飲料、コインパーキング等<br>・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等 例）出張旅費、宿泊費、当日及び通勤手当等 |

※いずれも帳簿に必要事項を適切に記載する必要があります。 「出所：執筆者作成」

### 3. 実務に役立つQ&A

制度導入当初は、国税庁による通達やQ&Aが十分に整備されておらず、理解を得られないまま対応を進めざるを得なかった事業者も少なくありませんでした。

しかしその後、Q&A等の情報が順次公表され、制度運用のルールも徐々に明確化されてきました。令和7年4月には、約1年ぶりとなるQ&Aの改訂が行われていますので、本稿ではその中から1点をご紹介します。

Q. 交付する領収書に、ホームページのURLを案内しておき、当該URLに適格請求書の記載事項の一部を表示したうえで、いつでも確認可能な状態にしてある場合には適格請求書の要件を満たすといえるか？（図参照）

#### ■領収書（書面で交付）

領収書

XX年2月1日

|          |     |
|----------|-----|
| ボールペン    | 330 |
| ボールペンカエシ | 110 |
| 小計       | 440 |
| お預り      | 440 |
| おつり      | 0   |

インボイスの記載事項はこちらをご覧ください  
<http://www.kojima.co.jp>

#### ■ホームページ

国税文具店のホームページ

トップ

お知らせ

●インボイス

XX年1月以降に当社の交付する適格請求書に係る情報は以下のとおりです

適格請求書発行事業者名：株式会社国税商事

登録番号：T1234567890123

当社の販売する商品の適用税率は全て10%です

「出典：国税庁ホームページQ&A問72-2」

A. 適格請求書の記載要件は、1つの書類で全てを満たす必要はなく、複数の書類や、WEBページのような電磁的記録の組み合わせのように関連が明確であれば、全体として記載要件を満たすことで認められますが、買手側はそのWEBページを保存する必要があります。しかし、そのWEBページが保存期間中いつでも確認可能な状態であれば、保存義務を満たすものと認められています。

### 4. 免税事業者からの課税仕入に係る経過措置

インボイス制度では原則としてインボイスがなければ仕入税額控除ができません。ただし、免税事業者や消費者からの課税仕入れであっても請求書を保存し、経過措置の適用を受ける旨を記載している場合は、令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%が、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%が仕入税額とみなして控除できます。令和11年10月以降経過措置はなくなり、インボイスがなければ仕入税額控除は認められなくなります。そのため、該当する取引先に対し、早めにインボイス登録を依頼するなどの対応が求められます。

### 5. 終わりに

インボイス制度は導入当初こそ判断に迷う場面も多有りましたが、現在ではQ&Aや通達が整備され、実務の指針がかなり明確になってきています。今後も、制度を正しく理解し、最新のルールに基づいて実務を見直すことが重要です。

不安な点があれば、税理士などの専門家に相談しながら、無理なく、そして継続可能な運用体制を整えていくことをおすすめします。

お問合せ先

AKJ Partners

税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス

税理士：富永・早友

福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F

TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

【お問合せはこちら】

ご存知  
ですか？